

第八十六号議案

東京都保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和七年二月十九日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例  
東京都保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第百十三号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第六号及び第二十二條第六号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（提案理由）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和六年厚生労働省令第百六十四号）の施行による救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（昭和四十一年厚生省令第十八号）の改正に伴い、規定を整備する必要がある。